

(公財)天理よろづ相談所病院 治験審査委員会 会議の記録の概要

開催日時：平成26年5月23日（金） 18時00分より18時40分

開催場所：天理よろづ相談所病院 入院棟 北別館 1階 第4会議室

出席委員名：山中 忠太郎、中塚 英太郎、岡山 幸成、堀畑 佐知子、清水 直信、吉岡 敏子、
島田 勝巳

〔審議事項〕

治験

議題 1 第一三共株式会社の依頼による虚血性脳血管障害患者を対象とした第Ⅲ相試験

1-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 2 第一三共株式会社の依頼による高齢又は低体重の虚血性脳血管障害患者を対象としたCS-747S(プラスグレル塩酸塩)の既存治療対照第Ⅲ相二重盲検試験

2-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 3 パレクセル・インターナショナルの依頼によるErbB-2陽性局所再発性又は転移性乳癌患者を対象とした第Ⅲ相無作為化非盲検2群対照試験

3-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 4 日本ベーリンガーインゲルハイムの依頼による特発性肺線維症を対象とした安全性を検討する非盲検延長試験

4-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 5 独立行政法人国立循環器病研究センターの依頼による急性心不全を対象とした第Ⅲ相試験

5-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 6 藤本製薬の依頼による第Ⅰ/Ⅱ相試験

- 6-1) 治験実施状況が報告され、治験継続の妥当性について審議した。
審査結果：承認
- 6-2) 治験実施計画書別冊の変更に伴う治験実施計画変更依頼について、治験継続の妥当性について審議した。
審査結果：承認
- 6-3) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 7 CSLベーリングの依頼による複雑な心臓血管外科手術を対象とした第Ⅲ相試験

- 7-1) 治験実施計画書、説明文書、同意文書、治験契約書第1条 治験期間、保険付保証明書の変更に伴う治験実施計画変更依頼について、治験継続の妥当性について審議した。
審査結果：承認
- 7-2) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 8 カネカの依頼によるネイティブ冠動脈病変を対象とした臨床試験

- 8-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 9 キッセイ薬品工業の依頼による脊髄小脳変性症を対象とした第Ⅲ相試験

- 9-1) 治験薬概要書、治験実施計画書の変更に伴う治験実施計画変更依頼について、治験継続の妥当性について審議した。
審査結果：承認

議題 10 アボット バスキュラー ジャパンの依頼による虚血性心疾患を対象とした第Ⅲ相試験

- 10-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 11 第一三共株式会社の依頼による肺癌患者を対象としたNimotuzumabの第Ⅲ相試験

- 11-1) 当該治験薬で発生した重篤な副作用について、治験継続の妥当性について審議した。治験責任医師の見解として、治験の継続に問題はなく、治験実施計画書及び同意説明文書改訂の必要性はないものと判断しており、審議の結果、承認された。

議題 12 藤本製薬の依頼によるセレン欠乏を示す患者を対象とした第Ⅲ相試験/セレンの補充を必要とする患者を対象とした第Ⅲ相試験

12-1) 治験薬概要書の変更に伴う治験実施計画変更依頼について、治験継続の妥当性について審議した。

審査結果：承認

〔報告事項〕

報告 1 第一三共株式会社の依頼による虚血性脳血管障害患者を対象とした第Ⅲ相試験

1-1) 治験モニタリング実施結果の報告

報告 2 第一三共株式会社の依頼による高齢又は低体重の虚血性脳血管障害患者を対象としたCS-747S(プラスグレル塩酸塩)の既存治療対照第Ⅲ相二重盲検試験

2-1) 治験モニタリング実施結果の報告

報告 3 CSLベーリングの依頼による複雑な心臓血管外科手術を対象とした第Ⅲ相試験

3-1) 治験実施計画書からの逸脱報告

報告 4 第一三共株式会社の依頼による肺癌患者を対象としたNimotuzumabの第Ⅲ相試験

4-1) 治験中止の報告

以上